

浦和監獄川越分監における「低能者取扱方」の制定過程

—統計表分析による「知的障害者」顕在化の考察—

○日本女子大学大学院 末松 恵 (009048)

キーワード:少年行刑、統計調査、低能者

1. 研究目的

これまでわが国では「知的障害(者)」というカテゴリーが、どのように形成されてきたのだろうか。これは「知的障害」を被る人々の生に深く関与してきた者であれば一度は抱く素朴な問いであろう。本報告は、こうした問いを出発点に、明治後期から大正初期にかけて、非行・浮浪少年のなかから「知的障害者」が識別されていく経緯に着目し、政策対象として顕在化していく端緒とその背景を明らかにすることを目的とする。具体的には、「幼年監の実験」(小河 1903)として試行的に建設された「浦和監獄川越分監」(1902年設立)に焦点をあて、そこでの「低能者」「中間者」¹に対する処遇について取り上げる。

わが国における少年監獄の嚆矢とされる川越分監での少年処遇に関する研究には、山田(1987; 2009)、泉(1985)、倉持(2014)がある。山田は、川越分監発行の統計書『少年受刑者ノ統計及処遇一斑』を資料として用い、大正3年の統計においてはじめて「精神薄弱者問題」が関係者によって指摘され、特別な教育方法の必要性が示唆されたことを明らかにしている。本報告では、山田の知見をふまえつつ、「低能者」に関する記述がなされる時期についてさらに詳細に掘り下げるとともに、「低能者」への介入処遇がどのような背景のもとで、どのような目的をもって取り組まれていったのかを検討する。

2. 研究の視点および方法

川越分監では、非行少年への保護、矯正、実業教育という「援助」とともに、さまざまな「個性調査」²が実施された。この「個性調査」は組織的に推進され、「生徒統計書」としてまとめられていった。こうした試みは、非行少年への処遇・鑑別・分類方法の様式を形成していく端緒と目され、のちに「科学主義的实践」と評されていく。本研究では、川越分監で編纂された統計資料の調査項目に着目し、項目の改廃を追いながら、「低能者」に関連する項目と記述がいつの時点で「統計書」に登場し、どのような対象認識に依拠して表記されていったのかを整理する。また、統計表への記載と並行して制定されていく「知的障害者」への介入処遇が、選別的処遇として組織化されていく背景についても考察する。

¹ これらは知的障害者を指す歴史的な用語である。

² 収容者の生育環境・性質・状態に関する個別調査—「学籍簿」には養育者・出生前後の境遇・精神疾患の有無・学歴・職業・居住地等12項目が記載された。また、教育進度・「体的状態(五官器・罹病)」・「心的状態(嗜好・厭否・感情)」、放免後の成績等が調査され、統計上に整理された。

3. 倫理的配慮

本研究は日本社会福祉学会研究倫理指針に則り、研究に用いる史資料は原典にあたり、当日の配布資料には出典を明示する。

4. 研究結果

知的障害者（「低能者」）に関する記述は、1912年（明治45）発行の統計書『浦和監獄川越分監少年受刑者ノ統計及処遇一斑』「六、教育ニ関スル事項」の「本年出監者中再入者調査」の解説に見いだされる。この解説には、「低能者七、中間者九、計十六ナリ即チ再入者ノ百分ノ四三、強ニ当ル之レニ見レハ心身發育ノ不全ナルハ再犯ニ陥ルー因」と記されている。ここからは、分監関係者が累犯・再入監という課題を重視しており、その原因を教育状況と関わらせて解明しようとした結果、「低能者」の存在が見出されていったことがうかがえる。また、1914年（大正3）には、「教育ノ効果」と「再入者ノ率低減」を根拠として、教育への期待が高まるなか、「低能者」に対しては、「到底普通者ト同時ニ教育スルコト能ハサル精神薄弱者」という位置づけのもと、「低能者取扱方」の制定とともに「低能者学級」が設置されたことも確認することができた。

5. 考察

川越分監における「知的障害者」の顕在化に関する歴史的な経緯に関しては、山田がその介入時期や教育・鑑別方法等を指摘し、「この時代の貴重な先駆」（山田 1987:119）としてその実践を評価している。本研究では、山田の知見をふまえ、これらの介入処遇がなされていく背景について若干の考察を付け加えることができたと考えている。すなわち「知的障害者」が政策対象として顕在化していく背景には、「監獄」という施設が果たすべき収容者への「社会化」という役割が見出され、「累犯」「再入者」数が明示する「改悛」成績が、「特殊ノ教育ノ必要」な者に対するカテゴリー形成に影響を及ぼしていたことがわかった。また、「魯鈍」「心身發育不全」などの文言は、監獄法の施行以降、「服従・規律」を強化した処遇方針の変更とともに登場しており、「監獄」という矯正施設がめざす「社会化」の方向性と関連して、分監関係者の「低能者」への認識も変容していったことが読み取れた。

<文献>

- 泉順（1985）「保護児童ノ研究（川越児童保護学校）編/解説」『日本児童問題文献選集 25』日本図書センター
- 小河滋次郎（1903）「監獄の分類に対する所感を述べて幼年囚の所遇に関する立法、司法及び行刑上の希望に及ぶ（其一）」『監獄協会雑誌第16巻第2号』
- 倉持史朗（2014）「懲治場(特別幼年監)における「感化教育」の試行と挫折—洲本分監・中村分監・横浜監獄の実践に焦点をあてて」『天理大学学報第66巻第1号』
- 山田明（1987）「近代期少年保護教育における精神薄弱児問題:川越少年刑務所における精神薄弱児教育」『日本教育学会大会研究発表要項 46巻』
- 山田明（2009）『戦前知的障害者施設の経営と実践の研究』学術出版会。